

専攻建築士審査、認定・登録基準

第1条 この基準は、専攻建築士制度規則に基づき、専攻建築士の審査、認定・登録に関して必要な事項を定める。

第2条 申請資格

- (1) 建築士法で定める建築士免許取得者であり、建築士会正会員とする。
- (2) 合意協定団体の「建築士」免許を有する会員で、建築士会が認めた者。
- (3) 構造設計、法令専攻領域においては、一級建築士に限る。

第3条 実務内容

1 まちづくり

以下の または の業務を対象とする。

(1)都市デザイン、都市計画に係わる業務

開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務

または、企画、調査等のコンサルタント業務

(2)地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動

2 設計

建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務

3 構造設計

一級建築士免許を必要とする建築の構造に関する設計及び工事監理に係わる業務

4 環境設備設計

建築の設備に関する設計及び工事監理に係わる業務

5 生産

建築施工管理もしくは設備施工管理分野に係わる業務

または、維持管理、診断・改修、積算、CM等の建築生産に係わる業務

6 棟梁

以下の(1)または(2)の業務を行い、且つ、後進の指導にあたる立場の者を対象とする。

(1)日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築(社寺建築、数寄屋等)の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)を行う業務

(2)日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理及び施工(木工技能)を行う業務

7 法令

以下の(1)または(2)の業務を対象とする。

(1)法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務

(2)裁判所、行政、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務

8 教育研究

以下の(1)または(2)の業務を対象とする。

(1)教育機関(工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等)において、建築に関する

- る教育、訓練等の業務
 (2)研究・調査・開発機関（大学を含む）もしくは企業の研究開発部門等において、
 建築に関する研究開発等の業務

第4条 実務経歴年数

- 1 建築士免許取得後の実務経歴の必要年数は、専攻領域別に次に定める。
 - (1)まちづくり専攻領域：5年
 - (2)設計専攻領域：5年
 - (3)構造設計専攻領域：5年
 - (4)環境設備設計専攻領域：5年
 - (5)生産専攻領域：一級建築士 3年、二級・木造建築士 6年
 - (6)棟梁専攻領域：一級建築士 5年、二級・木造建築士 8年
 - (7)法令専攻領域：3年
 - (8)教育研究専攻領域：5年
- 2 実務経歴の年数は、過去20年間の専攻領域を担当した期間の積み上げが、前項の規定の年限以上あること。
- 3 建築士免許の取得前に、建築士試験の受験資格として建築士法で定める実務経験の年数（以下「法定年数」という）を超える実務経験の年数を有するものは、その実務経験年数から法定年数を差し引いた年数（2年間を限度とする）を実務経歴年数に算入することができる。
- 4 一専攻領域の実務経歴年数は、同時期に複数の業務が重なる場合、その重複期間を加算することはできない
- 5 同時期に異なる専攻領域の業務を行う場合、領域ごとに実務経歴年数は重複して計算することができる。
- 6 設計、構造設計、環境設備設計専攻領域の実務経験年数には、それぞれの領域でのコストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務年数を加えることができる。

第5条 実務実績件数

- 1 一つの専攻領域に必要な実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績*」3件以上とする。
- 2 一つの専門分野に必要な実務経歴は3件以上とし、そのうち当該専攻領域に必要な「責任ある立場での実務実績*」が1件以上含まれていること。

*「責任ある立場での実務実績」とは、
 比較的小規模の業務について、企画、計画、設計・監理、調整、施工管理などの大半の業務を行った実績
 比較的大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などの業務を行った実績
 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、または、それらを総括する立場で行った実績

- 3 18ヶ月を超える長期プロジェクトは、実務実績2件と数える。
- 4 実務実績は過去20年までを申請の対象とすることができる。
- 5 教育・研究専攻領域において、他領域との兼業による非常勤講師等の実務実績で申請する場合は、教育・研究に関する実績のほかに、公開論文等を提出したことを必須とする。

第6条 CPD単位

- 1 初めて登録申請を行う者の必要なCPD単位は、本会又は建築士会で定めるCPD制度に基づきデータ登録されたCPD単位とし、専攻領域別に次に定める。
 - (1)まちづくり専攻領域(250単位)
 - (2)設計専攻領域(250単位)
 - (3)構造設計専攻領域(250単位)
 - (4)環境設備設計専攻領域(250単位)
 - (5)生産専攻領域(150単位)
 - (6)棟梁専攻領域(250単位)
 - (7)法令専攻領域(150単位)
 - (8)教育研究専攻領域(250単位)
- 2 CPDの単位数は、CPD制度の単位換算「実務による能力開発(CPD)」及び「研修による能力開発(CPD)」を準用する。
- 3 建築士会は、次の経過措置を講ずることができる。
 - (1)専攻建築士制度の開始時点で建築士免許取得後、15年を超える実務実績を有する者は、専攻建築士制度の開始時点より3か年まで研修型CPD単位の蓄積が無くても実務実績(実務型CPD単位)のみで申請を受け付けることができる。
 - (2)建築士免許取得後、15年以下の者は、登録申請に必要なCPD単位を、専攻建築士制度開始1年目の申請時30単位以上、2年目の申請時50単位以上、3年目の申請時100単位以上、4年目の申請時150単位以上5年目の申請時200単位以上とすることができる。
- 4 合意協定団体の資格を以って認定された専攻建築士は、当該団体において必要なCPD単位が、1～3項に定める建築士会のCPD単位のいずれかを取得しなければならない。

第7条 合意協定団体等の資格

合意協定団体の資格については、それぞれの専攻領域ごとに次のように取り扱う。

1 設計専攻領域

A P E C アーキテクトは、その登録証を以って4条から5条までの規定を適用しない。

2 構造設計専攻領域

(1) A P E C エンジニア（構造）は、その登録証を以って4条から5条までの規定を適用しない。

(2)（社）日本建築構造技術者協会の認定する建築構造士は、その認定証を以って2条3項、4条、5条の規定を適用しない。

(3) 構造計算適合性判定員は、その登録証をもって4条から5条までの規定を適用しない。

(4) 構造設計一級建築士は、その建築士証をもって4条から5条までの規定を適用しない。

3 環境設備設計専攻領域

(1)（社）日本建築設備技術者協会の認定する JABMEE SENIOR は、その認定証を以って、4条、5条までの規定を適用しない。

設備設計一級建築士は、その建築士証をもって4条から5条までの規定を適用しない。

4 生産専攻領域

(1)（社）日本建築積算協会の認定する建築積算資格者は、その登録証を以って4条、5条までの規定を適用しない。

(2)（財）日本建築防災協会の認める特殊建築物等調査資格者は、その証明書を以って4条から5条までの規定を適用しない。

(3)（社）日本建築設備・昇降機センターの認める建築設備検査資格者は、その証明証を以って4条から5条までの規定を適用しない。

(4)（社）建築・設備維持保全推進協会の認める建築仕上診断技術者、建築設備診断技術者、建築・設備総合管理技術者は、その登録証を以って4条から5条までの規定を適用しない。

5 棟梁専攻領域

NPO 法人 日本伝統建築技術保存会の認める日本伝統建築技能者並びに正会員は、その認定証を以って4条から5条までの規定を適用しない。

6 法令専攻領域

建築基準適合判定資格者は、その登録証、建築主事資格試験合格者は、その合格証書を以って2条3項、4条から5条までの規定を適用しない。

* この要項は、平成16年1月23日から適用する。

* 限定表示、他の改定は、平成17年3月25日から適用する。

* 「教育研究」領域の追加は、平成17年10月1日から適用する。

* 規則、基準の重複箇所等整理による改編は、平成18年10月19日から適用する。

* 規則、基準の名称等整理による改編は、平成20年10月24日から適用する。